

5 高在療第 102 号  
令和 5 年 7 月 10 日

各 位

高知県健康政策部在宅療養推進課長  
( 公 印 省 略 )

地域医療介護総合確保基金を用いた令和 6 年度事業【医療分】提案について (依頼)

平素は、本県の医療行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に想定されている医療需要のピークに対応できる医療提供体制を構築するために、医療法の改正による制度面での対応に併せ、在宅医療や介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成等を目的として、消費税の増税分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成 26 年度に国により創設がなされ、各都道府県において、この基金を用いた事業が実施されております。

このたび、令和 6 年度計画 (医療分) を策定するにあたり、この基金を有効に活用するために、昨年度に引き続きまして、関係団体及び関係機関の皆様から事業のご提案をいただくこととしました。

つきましては、別紙 1「募集要項」をご熟読のうえ、この制度の対象となる事業についてご提案がございましたら、別紙 2「提案書作成要領」に従い、「令和 6 年度事業【医療分】提案書」に、必要事項を記載のうえ、ご提出をいただきますようお願いいたします。

なお、継続事業につきましてはご提出不要です。

連絡先

高知県健康政策部在宅療養推進課 小笠原、苫谷

TEL : 088-823-9104

FAX : 088-823-9137

E-mail : 131401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 地域医療介護総合確保基金(令和6年度県計画)【医療分】

### 事業提案募集要項

#### 1 地域医療介護総合確保基金の概要【別添「参考資料①」のP.1のとおり】

- ↓ 団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護需要のピークが予測されている2025年を見据えた際に病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・養成、勤務環境の改善といった医療・介護サービスの「効率的かつ質の高い提供体制の構築」や「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっています。
- ↓ 上記の課題に対応するために、医療介護総合確保促進法に基づく消費税の増税分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が国により創設され、平成26年度よりこの基金を用いた事業が実施されております。

#### 2 事業提案募集の趣旨

- ↓ この基金は、国からの交付金及び県の一般財源を県で基金として造成し、県により策定した計画に基づき、本基金を活用した事業を実施するものです。
- ↓ 今回は「令和6年度県計画」※1に記載するための「医療分」の新規事業の提案募集を行うものです。

※1 各年度の高知県計画については、次の県ホームページを御参照ください。(順次更新中)  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131401/2021042200164.html>

#### 3 基金(医療分)の対象事業について【別添「参考資料①」のP.2~P.9のとおり】

- ↓ 地域医療介護総合確保基金(医療分)は、以下の①~④に該当する事業が対象となりますので、事業提案は、その対象事業のいずれかに合致するものであることが前提となります。  
 ※①~③につきましては、国が示した本基金(医療分)の対象事業例をご参考ください。
  - ① 地域医療構想※2の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)
  - ② 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)
  - ③ 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)
  - ④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- ↓ 国からの通知により、平成29年度以降の計画策定にあたっては、標準単価が設定されており、原則これに従い事業費を計上することとなります。  
 ※ 国が示した本基金(医療分)の標準単価をご参考ください。
- ↓ 国の方針として、基金の配分については、「①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業」や「地域医療構想に基づく不足が見込まれる必要病床(高知県では回復期病床)への転換を行うために必要となる人材の確保」などに重点配分が行われており、上記②及び③の事業区分については、都道府県の要望額に対して、国から示される内示額が大幅にかい離している状況が続いており、新規事業の採択自体が非常に困難となっていますので、こちらにつきましては、費用対効果や事業の目標や得られる成果、必要性等を十分精査を行った上でのご提出をお願い致します。

※2 高知県地域医療構想については、次の県ホームページに掲載しております。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2016120500106.html>

#### 4 提案募集期限について

令和5年8月31日(木)まで(必着)【提出期限は厳守でお願い致します。】

※ 提出期限を過ぎたものについては、原則として、受付出来ませんので、ご了承ください。

#### 5 「提案書」の提出方法について

「地域医療介護総合確保基金を用いた令和6年度事業【医療分】提案書」に必要事項を記載のうえ、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

※ 「提案書」の様式等は次の県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131401/2021062500275.html>

## 6 提出先・問い合わせ先

高知県健康政策部在宅療養推進課 在宅医療担当（小笠原、苫谷）

電話 088-823-9104

電子メール 131401@ken.pref.kochi.lg.jp

ファックス 088-823-9137

## 7 事業提案募集から令和6年度予算編成までの主なスケジュール（予定）

令和5年8月末まで 事業提案募集

令和5年9月から 提案内容に応じて、県庁内の事業担当課により、事業提案団体への内容等の確認（内容によっては、実施しない場合もある。）

令和5年10月から 事業化が可能と判断したものについて、予算要求等の作業

## 8 留意事項及び「提案書」記入上の注意点

- ↓ 今回募集する事業は、令和6年度から開始する「医療分」の事業が対象です。「介護分」の事業は別途、関係団体等へ募集しています。
- ↓ 事業期間については、原則1年間とします。  
※ 「対象事業」のうち①に該当する事業については、実施期間を複数年（原則3カ年）とすることは可能です。ただし、毎年度恒常的に実施する事業については、単年度となります。
- ↓ 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象にはならないとされていますので、他の補助金が活用できないか十分に精査してください。
- ↓ 事業の内容が既存事業に類似する場合は、既存事業の推進を優先するため、原則対象外となります。
- ↓ 事業費は、参考資料①「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価」又は類似の補助金等に基づき設定してください。
- ↓ 地域の医療課題の解決とならないような個別の病院等のための事業については対象外となります。（例：一般的な設備の導入や更新、人件費の補助等）
- ↓ 事業者負担について
  - ・ 特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。  
※施設整備・設備整備については原則1/2以内。
  - ・ 地域の課題解決のためなど政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。
- ↓ 事業の目標・成果及びその事後評価について
  - ・ 基金を活用する事業については、実施する事業の内容、目標及び事業の実施により得られる成果を数値化することが求められています。そのため、事業提案にあたっては、「提案書作成要領」及び調査票の様式に従って、現在の状況や課題、事業目標等を数値で示すようにしてください。
  - ・ このことについては、平成30年度に総務省が行った行政評価においても、「評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底」を図るよう勧告がされていることから、参考資料②の評価指標（例）も参考に、適切な評価指標の設定をお願いします。
  - ・ 県計画に掲載された事業については、事業期間に関わらず、毎年度事業評価を行うこととされており、事業継続の有効性等を確認した上で、次年度以降の継続可否を検討していきます。

## 9 提出頂いた「事業提案書」の取扱い

- ↓ 提案いただいた事業につきましては、提案内容に応じて、必要な場合は県庁内の事業担当課により事業提案団体への内容等の確認を行うとともに、実現の可能性や費用対効果などを県医師会などの関係機関や県関係各課と協議を行い、事業化の検討を行いますので、提案いただいた事業が必ず事業化されるというわけではなく、また、提案の内容がそのまま事業化されるわけではありません。
- ↓ 提案いただいた事業が採択されたとしても、補助事業等の事業実施者として採択されたということではありませんので、ご注意ください。
- ↓ 提案いただいた事業につきまして、当課より個別に事業化されたかどうかを回答するものではありません。
- ↓ 提案いただいた内容は、「高知県医療審議会」「地域医療構想調整会議」等の公開会議の資料とさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

地域医療介護総合確保基金を用いた令和6年度事業【医療分】提案書  
【作成要領】

↓ 共通事項

- 定量的かつ具体的に、箇条書きで記載してください。
- できるだけ平易な文章で記載してください。
- メール提出分は、調査票はエクセル形式で、その他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ、ご提出ください。
- 適宜、「行」の高さを調節してください。複数のページにまたがっても良いです。
- 「行」「列」「セル」の結合、挿入、削除はしないでください。
- 本作成要領に沿っておらず、不明な箇所等があれば、期限内での補正をお願いする場合がありますので、ご留意願います。

↓ 「対象事業の区分」について

- 別添の「地域医療介護総合確保基金の対象事業例」から該当するもの（または最も近いもの）を選択して記載してください。該当するものが無い場合は「99」と記入してください。

↓ 「事業の実施主体」について

- 個別の病院等のための事業ではなく、地域の医療課題の解決となり得るようなものは、原則として提案者が「事業の実施主体」となります。
- 連携する団体等がある場合には、当該団体等と調整のうえ、ご提出ください。

↓ 「事業の目標」について

- 「事業の目標」については、県の保健医療計画等の目標数値や地域医療構想との関連性（構想の実現への寄与）などを可能な限り記載してください。
- 平成30年度に総務省が行った行政評価においても、「評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底」を図るよう勧告がされていることから、参考資料②の評価指標（例）も参考に、適切な評価指標の設定をお願いします。

↓ 「事業内容」について

- 事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとに内容を記載してください。

↓ 「事業の到達度を測る指標」について

- 「事業の成果」を測る定量的な指標を記載してください。また、当該指標の現状値（時点含む）及び目標値（時点含む）も併せて記載してください。

↓ 「事業に要する費用の額」について

- 「総事業費」は、県からの助成額（基金充当額）ではなく、当該事業で発生する経費の額です。
- 金額の単位は全て「千円単位」で記載してください。
- 事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとの見込み額を記載してください。

↓ 「事業費積算」について

- 事業費積算にあたり、引用した標準単価の事業区分、対象経費、標準単価を記載してください（※参考資料の「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価をご確認ください）。類似の補助金を基に積算した場合は、その補助金名を記載してください。
- 別途、①積算内訳（算出方法説明資料）と、それを確認できる②物証（見積等）があれば添付してください。  
※①の各項目と②が突合できるように、番号等を付記し、順番を整えてください。

# 地域医療介護総合確保基金を用いた令和6年度事業【医療分】提案書

機関・団体名			
担当者	所属		電話番号
	職名		F A X
	氏名		E-mail

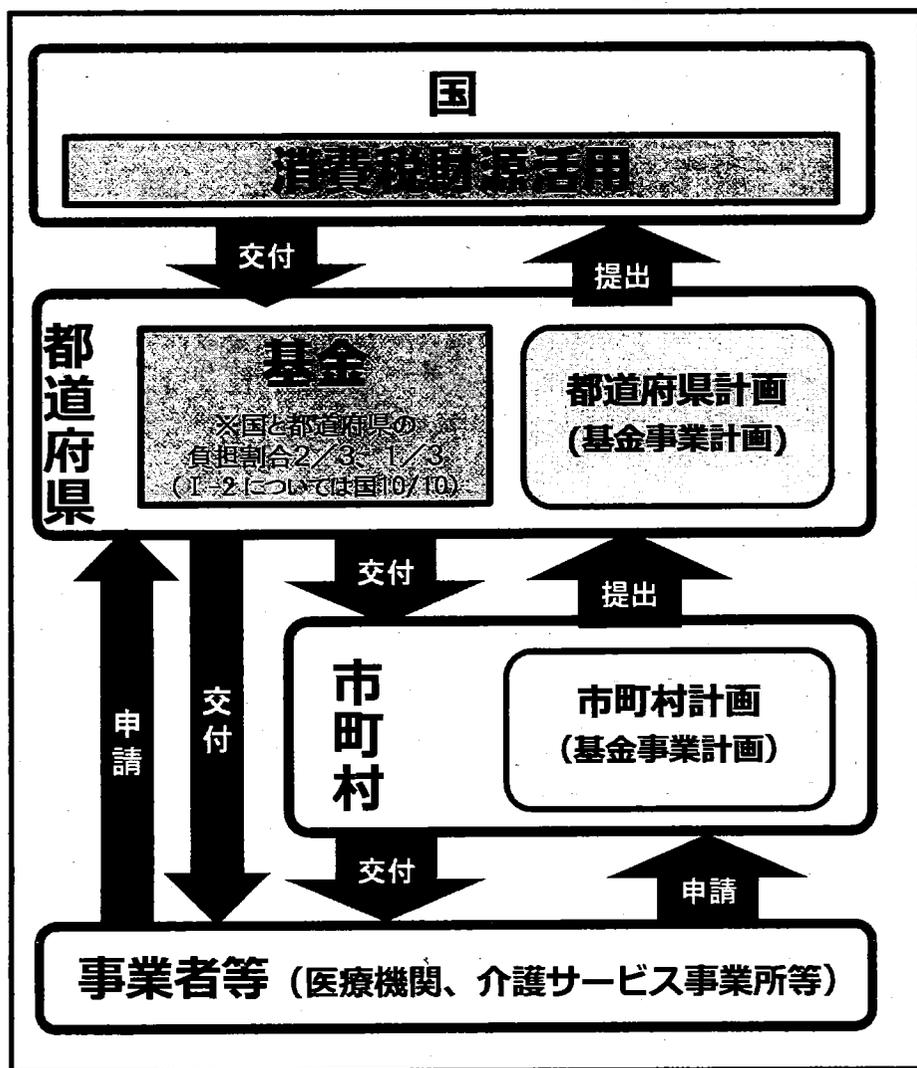
事業（案）の名称			
対象事業の区分 ※該当する区分に○を入れる とともに該当する事業例の 番号を記入してください。		①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業【事業例番号（ ）】	
		②居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療に関する事業）	【事業例番号（ ）】
		③医療従事者の確保に関する事業	【事業例番号（ ）】
		④勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業の実施主体			
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	※対象となる区域に○を付けてください。 1 県全域    2 安芸圏域    3 中央圏域    4 高幡圏域    5 幡多圏域		
事業について	現状と課題		
	事業の必要性	※現状と課題を踏まえた必要性について、記入してください。	
	事業の目標	※目標とする事項と、定量的な成果指標（数値目標）を必ず記入してください。	
	事業内容		
	実施期間	令和    年    月    ～ 令和    年    月	
	事業の成果	※事業を実施することで得られる直接的な成果・効果を記入してください。	
事業の到達度を測る指標	※指標の現状値及び目標値も記入してください。		

	総事業費	千円	(うち、基金 充当希望額)	千円
			(うち、事業者 負担分)	千円
事業に要する費用の額 (概算)	【内訳】			
事業費積算について				
備考				

# 地域医療介護総合確保基金

参考資料①

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**  
 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

# 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業例（①～③）

①

① I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。		
		2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。		
		3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。		
		4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署（地域医療連携室等）等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。		
		5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。		
		6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増設・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。		
② (1) 在宅医療を支える体制整備等	(1) 在宅医療を支える体制整備等	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。		
		8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を行うための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。		
		9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。		
		10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。		
		11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。		
		12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。		
		13	認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアバス）等の検討を支援する。		
		14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。		
		15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。		
		(2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	(2) 在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業	16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
				17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
				18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
				19	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
				20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
				21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。

# 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業例（①～③）

進 す る た め に 必 要 な 事 業 （ <b>③</b> ）在宅医療（薬剤）を推	22	訪問薬剤管理指導を行うとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
対 策 の た め の 地 域 備 在 （ <b>①</b> ）医師の地域備在	25	地域医療支援センターの運営（地域特に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図るもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
科 連 携 の た め の 事 業 （ <b>②</b> ）診療科の備在対策、医科・歯	28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護士の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
支 援 の た め の 事 業 等 （ <b>③</b> ）女性医療従事者等	31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	32	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
（ <b>④</b> ）看護職員等の確保のための事業等	34	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	35	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	36	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
	42	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43	看護職員定着促進のための宿舎整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業例（①～③）

III 医療従事者等の確保・養成のための事業等	(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
		50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
		51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
		52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
		53	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		54	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
地域医療支援センター運営事業	専任医師及び専従職員の人件費	専任医師1人当たり 12,548千円 専従職員1人当たり 3,899千円
	事業に必要な経費	年額 27,207千円
救急勤務医支援事業	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当	1人1回当たり 休日昼間 6,785円 夜間 9,330円
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費	(活動費) 午後6時から翌日午前8時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) 午前8時から午後6時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) (運営経費)1,984千円 (協議会経費)333千円
小児救急地域医師研修事業	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費	(研修経費)1地区当たり 273千円 (協議会経費)1,012千円
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 休日・夜間 1地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数 夜間加算 1地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1地区当たり 13,570円×診療日数
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数/12 夜間加算 3,520千円×運営月数/12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数/12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数/12
救急医療専門領域医師研修事業	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費	研修1分野当たり 1,595千円
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	12,612千円
新生児医療担当医確保支援事業	新生児担当医手当等	新生児1人当たり10,000円
医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整を行う場合に必要となる経費	3,000千円
	派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費	受入医師1人当たり 150千円
	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数
	派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要な経費	派遣医師1人当たり 2,064千円
女性医師等就労支援事業	復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費	(相談窓口経費)7,093千円 (病院研修及び就労環境改善経費)1か所あたり11,140千円
産科医等確保支援事業	分娩手当等	1分娩当たり 10千円
産科医等育成支援事業	研修医手当等	1人1月当たり 50千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員資質向上推進事業	看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費	<p>看護教員継続研修事業 1,219千円            実習指導者講習会 2,493千円            中堅看護職員実務研修            （短期研修）1実施単位当たり 604千円            （中期研修）1か所当たり 3,192千円            専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業            （がん）1,966千円            （糖尿病）1,966千円            協働推進研修事業 1か所当たり5,434千円            潜在看護職員復職研修事業            （潜在看護職員研修）1か所当たり 1,481千円            （潜在助産師研修）1か所当たり 1,481千円            院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 1,801千円</p> <p>看護教員養成講習会事業            （看護教員養成講習会）定員30名まで6,719千円、定員30人以上1名増毎に224千円            （教務主任養成講習会）606千円/定員1名毎            （保健師・助産師教員養成講習会）280千円/定員1名毎            （他県受入加算）40千円/1名毎            看護職員専門分野研修            （看護職員専門分野研修）98千円/定員1名毎            （認定看護師追加研修）110千円/定員1名毎</p>
看護師等養成所運営事業 （保健師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	<p>基準額A及び基準額Bの合計額            (1) 基準額A            ア 養成所1か所当たり 8,284,000円            イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円            ウ 事務職員分として1か所当たり 636,000円            エ 生徒数に1人当たり 12,800円 を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B            ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円            イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>
看護師等養成所運営事業 （助産師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	<p>基準額A及び基準額Bの合計額            (1年間で教育を行うもの)            (1) 基準額A            ア 養成所1か所当たり 8,284,000円            イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円            ウ 事務職員分として1か所当たり 636,000円            エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B            ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円            イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円            ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円</p> <p>(2年間で教育を行うもの)            (1) 基準額A            ア 養成所1か所当たり 4,142,000円            イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円            ウ 事務職員分として1か所当たり 268,000円            エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B            ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円            イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円            ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円</p>

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
<p>看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)</p>	<p>専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等</p>	<p>基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円  (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>
<p>看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)</p>	<p>専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等</p>	<p>基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円  (定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円  (通信制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養成所において 専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を超える養成所において 添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり 3,500円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額A及び基準額Bの合計額 (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 13,100円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員給与費、事務職員給与費 等	専任教員等配置経費1か所当たり 8,408,000円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	新人看護職員研修事業 (研修経費) 新人看護職員が1名のとき 440千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 686千円 新人看護職員が2名以上のとき 630千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円 ・新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円 (教育担当者経費) 215千円/新人看護職員5人毎 (医療機関受入研修事業) 1名~4名 113千円 5名~9名 226千円 10名~14名 566千円 15名~19名 840千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円
	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者等研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費	多施設合同研修事業 (新人看護職員合同研修) 1,000千円 (新人助産師合同研修) 1,009千円 研修責任者等研修事業 (研修責任者研修) 1,171千円 (教育担当者研修) 1,171千円 (実地指導者研修) 1,171千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 2,307千円 (アドバイザー派遣経費) 170千円/1か所
病院内保育所運営事業	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料(給与費に該当するもの)	(基本額一保育料収入相当額) × 負担能力指数による調整率 基本額 1 (2、4、6) 人 × 180,800円 × 運営月数 (加算額) 24時間保育 23,410円 × 運営日数 病児等保育 187,560円 × 運営月数 緊急一時保育 20,720円 × 運営日数 児童保育加算 10,670円 × 運営日数 休日保育加算 11,630千円 × 運営日数
看護職員確保対策特別事業	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費	43,684千円
訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護士の相互研修の実施に必要な経費 在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費	訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 298千円 (事務局経費) 2,385千円 (実態調査費) 244千円 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護士の相互研修 (訪問看護事業所の看護士の研修) 685千円 (医療機関の看護士の研修) 316千円 (訪問看護事業所間の相互研修) 608千円 在宅医療普及啓発事業 (フォーラム等開催費) 198千円 (普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円
看護職員の就業環境改善事業	就業環境改善相談、指導者派遣事業の実施に必要な経費 就業環境改善研修事業の実施に必要な経費	(就業環境改善相談・指導者派遣事業) 総合相談窓口設置経費 3,911千円 アドバイザー派遣経費 684千円 (就業環境改善研修事業) 824千円
	就業環境改善支援事業の実施に必要な経費	(就業環境改善支援事業) 2,291千円

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護補助者活用推進事業	看護補助者活用推進事業に必要な経費	1医療圏あたり 328千円
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費	4,058千円
看護師等養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	21,735千円
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2,650千円
院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3,811千円
在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3,638千円
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	31,500千円
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	10,500千円
歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	11,000千円
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費	1,432千円
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業	医療機関の施設整備費用(新築、増改築)	1㎡当たり 360千円

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類似の補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。

# 事業区分1の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	病床機能分化・連携事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備	対象医療機関数 病床数	地域医療構想に沿って、基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【地域医療構想、病床機能報告】 病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【病床機能報告】
2	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ICTを活用した医療機関・介護事業所間の医療情報ネットワーク構築	ネットワークに参加する医療機関等数	地域医療連携ネットワークの整備圏域 地域医療連携ネットワークの参加施設数 地域医療ネットワーク閲覧施設数 地域医療連携ネットワークへの登録患者数

# 事業区分2の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	訪問看護ステーション整備事業	訪問看護ステーションの施設設備整備を行う事業	施設設備整備を行う訪問看護ステーションの数	訪問看護事業所数、従事者数 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数、従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 訪問看護利用者数【NDB、介護サービス施設・事業所調査】
2	訪問看護職員研修事業	訪問看護師の養成等を行う事業	研修参加者数 研修実施回数	訪問看護事業所数、従事者数 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数、従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 訪問看護利用者数【NDB、介護給付費実態調査】
3	在宅歯科医療連携室整備・運営事業	在宅歯科医療に関する、広報・医療機器の貸出しなどを行う在宅歯科医療連携室を整備・運営する事業	《整備》 新たに整備する在宅歯科医療連携室数 《運営》 在宅歯科医療連携に関する相談件数 在宅歯科医療機器の貸出件数	在宅歯科医療連携室の数 歯科訪問診療を実施している診療所・病院数 在宅療養支援歯科診療所数 訪問歯科診療を受けた患者数【NDB】

# 事業区分3の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービスための施設等の整備を行う事業		1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別) 【介護サービス施設・事業所調査】
2	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別) 【介護サービス施設・事業所調査】
3	定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金を支援する事業		
4	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等のユニット化または多床室のプライバシー保護のための改修支援、介護療養型医療施設転換整備を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備されるユニット型施設の定員数及び施設数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット化率(施設の種別) 【介護サービス施設・事業所調査】 ※ユニット化率=「ユニット有り」施設÷施設総数(施設数ベースではなく、定員数ベースがより望ましい)
5	民有地マッチング事業	施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別) 【介護サービス施設・事業所調査】 2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別) 【介護サービス施設・事業所調査】
6	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が実施する介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置、ゾーニング環境等の整備に係る費用を支援する事業	1 消毒液等配布施設・事業所数 2 消毒・洗浄を行った施設・事業所数 3 簡易陰圧装置・換気設備の設置施設・事業所数 4 ゾーニング環境等の整備を行った施設・事業所数	
7	介護職員の宿舎施設整備事業	介護人材(外国人を含む)を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業	1 整備宿舎数	1 介護サービス従事者数 【介護サービス施設・事業所調査】

# 事業区分4の評価指標(例)①

	事業の課題	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	産科医等育成・確保支援事業	産科医等の処遇改善を行う医療機関等への財政支援等 産科後期研修医等の処遇改善を行う医療機関への財政支援	手当支給施設数 手当支給者数	産科・産婦人科・婦人科医師数 分娩を扱う医師数 手当支給施設の産科・産婦人科医師数
2	新生児医療担当医確保支援事業	新生児医療に携わる医師の処遇改善を行う医療機関等への財政支援等	手当支給施設数 手当支給者数	NICU専任医師数 手当支給施設の新生児医療担当医師数
3	新人看護職員研修事業	新人看護職員研修を実施する医療機関への支援	対象施設数 研修受講者数	新人看護職員研修実施施設数 新人看護職員の離職率【病院看護実態調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】
4	看護師等養成所運営等事業	看護師等養成所における教育体制の充実	対象施設数	対象養成所の国家試験合格率 対象養成所の卒業生の県内就業率 看護師等養成施設の1学年の定員に占める入学者の割合【看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査】 看護職員数(保健師、助産師、看護師、准看護師)【衛生行政報告例】 就業看護師数【衛生行政報告例】

## 事業区分4の評価指標(例)②

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
5	看護師等養成所施設整備等事業	看護師等養成所における施設・設備の整備	整備施設数	対象養成所の国家試験合格率 対象養成所の卒業生の県内就業率 看護師等養成施設の1学年の定員に占める入学者の割合【看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査】 看護職員数(保健師、助産師、看護師、准看護師)【衛生行政報告例】 就業看護師数【衛生行政報告例】
6	医療勤務環境改善支援センター運営	都道府県による医療勤務環境改善支援センターの運営	医療機関からの相談件数 社会保険労務士等の訪問(支援)件数 勤務環境改善計画を策定した医療機関数	就業医師数【医師・歯科医師・薬剤師調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】 看護職員の離職率【病院介護実態調査】
7	院内保育所運営事業	病院内保育所運営の支援	対象施設数 対象施設における利用者数(児童数)	病院内保育所の設置数【医療施設調査】 就業医師数【医師・歯科医師・薬剤師調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】 看護職員の離職率【病院看護実態調査】

# 事業区分5の評価指標(例)①

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(基盤整備に係る事業)				
1	介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	人材確保等に向けた取組の計画立案とその実現に向けた関係機関・団体との連携・協働の推進	協議会の有無(ありの場合は「1」を、なしの場合は、「0」を数値欄に入力)	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
2	市区町村介護人材プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等	協議会の有無(ありの場合は「1」を、なしの場合は、「0」を数値欄に入力)	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
3	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営	認証を受けた事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
(参入促進に係る事業)				
4	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	地域住民や学生を対象とした啓発活動等	参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
5	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	学生向けの職場体験や、介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進等	プログラム参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
6-1	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修、移動(輸送)サービス従事者養成研修、配食サービス従事者養成研修等	研修参加者数	
6-2	地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業	地域の支え合い・助け合い活動の継続のために、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行う	事務お助け隊の支援団体数	
6-3	介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業	若者層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与	ボランティアポイントを活用したボランティアの人数	

# 事業区分5の評価指標(例)②

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(参入促進に係る事業)				
7	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援等	介護実習参加者数	介護サービス従事者(介護福祉士)数【介護サービス施設・事業所調査】
8	介護未経験者に対する研修支援事業	介護職員初任者研修の受講経費支援等	研修参加者数	介護サービス従事者(訪問介護員)数【介護サービス施設・事業所調査】
9	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	ボランティアセンター、シルバー人材センター、福祉人材センター等の連携する協議会等の設置。入門的な研修や職場体験の実施。	協議会設置の有無 研修や職場体験の参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
10	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	インターンシップの実施や、小中学生等の夏休み等を利用した職場体験の実施	インターンシップ参加者数 職場体験参加者数	
11	介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	無資格者を対象に初任者研修の資格取得を支援	研修参加者数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
12	多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	合同就職説明会の実施、相談窓口の設置、過疎地等での体験就労のための旅費、就職支度金の支援等	参加者数 就職支度金を受けた人数 過疎地等での体験就労数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
13	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援から介護施設・事業所との就労マッチングの一体的実施及び介護の周辺業務等の体験を支援	研修参加者数 マッチング数 セミナー参加者数 職場体験参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
14	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設が実施する中学校や高校への出前講座等の実施や留学生への日本語学習に係る費用の支援	講座実施回数 講座参加者数 プログラム参加者数	介護サービス事業者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護福祉士養成施設入学者数
15	外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る助成や介護福祉士資格の取得を目指す留学生や特定技能による就労希望者と受入介護施設等とのマッチング費用の支援	補助実施施設・事業所数 現地合同説明会の開催数(・開催国数)	介護福祉士養成施設への外国人留学生数 介護分野の特定技能1号外国人数
16-1	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護職員の研修費用の支援等	研修参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
	サービス提供体制強化加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】			
	16-1-b 介護従事者が受ける医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)の研修		研修参加者数 研修指導者講習参加者数	看取り介護加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】

# 事業区分5の評価指標(例)③

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(資質の向上に係る事業)				
16-2	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 —介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業	介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために事業所が負担した受講料の支援等	アセッサー養成数	段位別キャリア段位取得者数【介護プロフェッショナルキャリア段位制度webページ】
16-3	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 —介護支援専門員資質向上事業	資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修	研修参加者数	居宅介護支援の特定事業所加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
17	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	登録研修機関開設の際の初度経費を支援	補助実施事業所数 研修指導者講習会参加者数 研修参加者数	看取り介護加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
18	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な施設、事業所に対する出前研修等を実施	研修参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
19	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	現任職員が各種研修を受講している期間における代替職員の確保に要する経費の支援	実施事業所数 代替職員の数または延べ日数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
20	潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士の再就業に向けた研修等	研修参加者数 研修指導者講習参加者数	介護サービス従事者(介護福祉士)数【介護サービス施設・事業所調査】
21	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職者を対象に、離職理由など、ニーズ把握のための実態調査に係る経費を支援	調査実施の有無	

# 事業区分5の評価指標(例)④

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(資質の向上に係る事業)				
22-1	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業		研修参加者数 会議開催数 研修指導者講習参加者数	認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】 認知症高齢者の日常生活自立度の悪化度
		20-b 介護サービス事業所の管理者等に対する研修	研修参加者数	認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
		20-c 認知症サポート医の養成等の研修	研修参加者数	認知症サポート医の数【都道府県が保有・公表する名簿】
		20-d 初期集中支援チーム員の研修	研修参加者数	認知症初期集中支援チームを設置している市町村数 初期集中支援チームの数
		20-e 認知症地域支援推進員の研修	研修参加者数	認知症地域支援推進員配置市町村数
22-2	チームオレンジコーディネーター研修等事業	チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成	研修参加者数	チームオレンジを設置している市町村数 チームオレンジの数 チーム員数
23	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業			
		23-a 地域包括支援センター機能強化推進事業等	研修参加者数	
		23-b 生活支援コーディネーター養成研修	研修参加者数 研修指導者講習参加者数	生活支援コーディネーター配置数
		23-c 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修	研修参加者数	
24	24-1 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	「生活支援員」及び「市民後見人」の養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築等	参加者数等 研修指導者講習参加者数	生活支援員の数  65歳以上人口10万人当たり虐待件数【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果】
	24-2 介護相談員育成に係る研修支援事業	都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成	研修参加者数	介護相談員の登録者数

# 事業区分5の評価指標(例)⑤

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	介護予防の推進に資する指導者を育成するため、専門職種に対して実施する研修		研修に参加した各専門職種の人数
26	介護施設等における防災リーダー養成等支援事業		研修参加者数 相談窓口の有無	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-1	介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行う	相談窓口の有無 相談件数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-2	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を実施	研修参加者数 実施(補助)事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-3	若手介護職員交流推進事業	若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築等	交流事業の参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	エルダー、メンター制度構築のための研修実施	研修参加事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
29-1	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する労働法規等の各種制度の理解促進のための研修費用の支援等	実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
29-2	介護ロボット導入支援事業	介護従事者の負担軽減等を図るための介護ロボット導入経費の助成 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費の助成	導入事業所数 導入機器数 整備事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-3	ICT導入支援事業	介護事業所における業務の効率化に資するためのICTの導入経費の助成	導入事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-4	介護事業所に対する業務改善支援事業	事業所に対し、第三者が業務改善の取組を支援する経費を助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められる経費を助成	支援事業所数 地域のモデル施設の育成数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
30	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	雇用改善の取組を行っている事業所の表彰、コンテストの実施	表彰事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】

# 事業区分5の評価指標(例)⑥

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
31	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設内保育施設の運営費に対する支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
32	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業	ベビーシッター等の児童の預かりサービスの利用を支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
33	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	短期間・短時間での勤務が可能な介護人材を介護施設・事業所のニーズに応じてマッチングすることで、介護施設で勤務する職員に対して、子育てと仕事の両立を支援	実施事業所数 代替職員数 延べ日数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
34	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において外国人介護人材の受入れ環境整備を推進	コミュニケーション支援の実施施設数 学習支援の実施施設数 補助実施介護福祉士養成施設数	介護施設等の外国人介護人材数 介護福祉士養成施設の外国人留学生の介護福祉士試験合格率
35	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援	引越費用等の助成件数 地域外への研修受講者数 移動支援の実施者数	地域外からの就職者数

# 事業区分6の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域医療勤務環境改善体制整備事業	<p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、勤務時間インターバルを導入する医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、当直時の勤務負担の緩和を行う医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、複数主治医制度を導入する医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、女性医師等に対する短時間勤務等を支援する事業</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、タスク・システィング（タスク・シェアリング）を導入する医療機関への支援</p>	対象となる施設数	<p>特定行為研修を受講した看護師数の増加</p> <p>医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加</p> <p>客視的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加</p>